

自損事故を起こしてしまったら

自損事故とは、物損事故・単独事故など第三者（加害者）がいない事故のことを指します。

「健康保険が使用できない場合」以外であれば、健康保険を使用し治療を受けることが可能です。当組合にて事故の事実確認のため、以下に記載の「必要書類」をご提出下さい。

必要書類

書類提出時チェックシートとしてご活用ください。

- 自損事故（単独事故）発生状況報告書
- 交通事故証明書の写し

※交通事故証明書についてはご自身で入手頂く書類です。任意保険加入の場合は任意保険担当者にて対応頂ける場合がございますので、ご担当者様にご相談下さい。

※ご提出頂いた書類を確認後、追加で必要な書類がある場合は、別途当組合よりお手紙をお送りする場合がございます。その際にご対応お願い致します。

健康保険が使用できない場合

- ・ 仕事中あるいは通勤中の事故
- ・ 法律に違反した行為が認められた場合

対応のながれ

- ① 事故発生後、健康保険の利用をご希望の場合は当組合に連絡。
- ② 医療機関にて保険組合に使用許可を取っているか確認がございます。①で対応した当組合担当者の名前を窓口でお伝え頂き受診下さい。
- ③ 交通事故証明書を入手。
- ④ 交通事故証明書と必要書類を当組合に提出。

《ご留意ください》

必要書類のご提出が頂けない場合等については、当組合より被保険者様に損害賠償請求を行う可能性がございます。必ずご連絡のうえ書類をご提出頂きますよう、よろしくお願い致します。

ご不明点がございましたら当組合までご連絡ください。

